

## 第1回情報保全諮問会議 議事要旨

### 1 日時

平成26年1月17日（金）午前11時頃から正午頃までの間

### 2 場所

総理官邸 2階小ホール

### 3 出席者

（構成員）

宇賀 克也	東京大学大学院法学政治学研究科教授
塩入 みほも	駒澤大学法学部准教授
清水 勉	日本弁護士連合会情報問題対策委員会委員長
住田 裕子	弁護士
永野 秀雄（主査）	法政大学人間環境学部教授
南場 智子	株式会社ディー・エヌ・エー取締役 ファウンダー
渡辺 恒雄（座長）	読売新聞グループ本社代表取締役会長・主筆

（政府側）

安倍内閣総理大臣  
森 国務大臣  
加藤内閣官房副長官  
世耕内閣官房副長官  
礪崎内閣総理大臣補佐官  
岡田内閣府副大臣  
福岡内閣府大臣政務官  
杉田内閣官房副長官  
北村内閣情報官  
能化特定秘密保護法施行準備室長

### 4 配付資料

資料1	情報保全諮問会議の開催について
資料2	特定秘密の保護に関する法律のポイント
資料3	特定秘密の保護に関する法律説明資料
資料4	特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組（イメージ）
資料5	特定秘密保護法の適正な運用を確保するための取組について
資料6	今後のスケジュール（イメージ）
資料7	今後の検討事項
資料8	特定秘密の保護に関する法律 条文
資料9	特定秘密の保護に関する法律 Q&A

## 5 議事概要

### (1) 冒頭、安倍総理大臣から概要以下のとおり挨拶を行った。

- 特定秘密保護法は、国民と国の安全を守るために必要不可欠な法律である。安全保障環境が厳しさを増す中、諸外国は、既に重要な秘密の指定などについて明確なルールを定めている。関係国から機微な情報を得るためには、信頼関係の前提となる秘密情報の管理のルールを、我が国においても確立しなければならない。
- 国会での審議の過程で、「恣意的な秘密指定が行われる」、「知る権利が損なわれる」などの懸念の声があったが、そのようなことは断じてない。この法律は、国民の安全を守るためのものであり、一般の方の生活には全く影響はない。むしろ、恣意的な運用を許さないためのものである。
- 本会議は、特定秘密保護法の適正な運用を確保するため、それぞれの分野において、豊富な経験と優れた見識を有する委員から、専門的な御意見を伺うため開催するものである。具体的には、「特定秘密の指定、解除や適性評価の実施に関する運用基準」や「特定秘密保護法の政令案」などについて御議論願いたい。委員から頂いた御意見をしっかりと受け止め、運用基準や政令を策定する。
- また、委員には、本法の運用状況をチェックするという非常に重要な役割も担っていただいております。法の施行後には、毎年、私から、本会議に対し、本法の運用状況を報告し、委員からいただいた御意見も、運用状況とともに国会に報告する。
- 政府としては、法の適正な運用を積み重ねることにより、国民の不安を払拭したいと考えている。そのためには、委員の議論を踏まえ、明確な運用基準、しっかりとした外部のチェック体制を導入し、これまで曖昧であった行政による秘密の取扱いに、客観性と透明性を確保しなければならない。委員の皆様には、各分野における豊富な御知見を結集し、精力的かつ闊達な御議論をいただければと思う。

### (2) 渡辺座長から概要以下のとおり挨拶を行った。

- 特定秘密保護法については、読売新聞の社説でも、多少の条件は付けるが、賛成である。
- また、治安維持法の復活であると一部のマスコミや、本法の反対者が声高に主張しているが、治安維持法の下での特高警察及び憲兵による恐怖政治を実体験した最後の世代が自分である。治安維持法は、広範な拡大解釈の余地を残す悪法であったが、特定秘密保護法は極めて明確で、二重、三重に拡大解釈の濫用を縛ってある。
- 他方、過去のスパイ事件には新聞記者が絡んだものもある。今後、不必要に拡大解釈をして言論報道の自由を抑制するようなことはあってはならないという視点からも、報道界に身を置く者として、必要な主張をさせていただく。
- 委員の中には、本法に反対の方もいると思うが、あらゆる角度から議論

し、総理大臣が最終的に判断していただければと考える。

(3) 北村内閣情報官から、配付資料に基づき特定秘密保護法の概要、今後のスケジュールについて説明を行った。

(4) 出席者から概要以下のとおり発言があった。

- 特定秘密保護法については、国民の安全を守るため、安全保障のための秘匿性の高い情報を保護する、そして漏えいを防止するためには必要な制度だと思っているが、知る権利、取材の自由との関係で懸念、不安があるということは事実である。法律が成立した以上は、その運用に遺憾のないように運用基準を詳細に定め、拡大解釈を防ぐことが重要である。
- 世間では、この法律が制定されたことにより、今後不必要に、特定秘密の範囲が拡大されていくとの不安や懸念がささやかれているところである。本会議ではこのような点につき、適正な運用を確保するために設置された政府外の唯一の外部機関として、しっかりチェックしていく大きな責任がある。
- どのような国や政権でも一定の情報を一定の期間、厳格に管理するということは政府の責任として当然ある。ただ、その制度設計をどうするか、厳格に管理する一方で、公開すべき情報は極力公開し、秘密である期間もいかに短くするかが政権の信頼を得る上で重要なことである。
- 本法が成立し、秘密の指定、保全、解除を行う統一的な仕組みができたことを評価する。特に秘密解除の規定が我が国の法律で初めて設けられたことには大きな意義がある。
- 運用基準について議論を行う際に、先進国の関連する運用基準を参照しつつ、国際的に見て遜色のない基準とすることが重要である。政府による説明責任と透明性の確保の要請と、安全保障に関する秘密の保護の要請とを如何に調和させるかについては、諸外国においても議論が行われ、知見が蓄積されてきたので、学ぶべき点が少なくないと考える。また、ツワネ原則も参照しつつ議論を進めるべきだと考える。
- 事務局には、次回以降、欧米先進国における秘密の指定やその解除並びに適性評価の実施に関する基準やツワネ原則3章Aに関する資料を用意していただき、本会議においてそれらを参照しつつ、国際的な相場観を踏まえた議論をできるようにしていただきたい。
- ツワネ原則については、アメリカの相場からいっても相当リベラルな団体により作成されたものであり、ヨーロッパにおいて実体法的な規範のように扱われているとの主張もあるが、いくつかの留保条項が入っている。こうした点も含め、多くの争点について活発に議論していくことが重要である。
- 特定秘密に指定された情報に対しても情報公開法は適用され、開示請求があった場合は、特定秘密であるために不開示となるのではなく、基本的には、5条3号の安全保障に関わる重要な情報ということで不開示にされると考えるが、さらに、特定秘密の範囲は、情報公開法上の不開示事由の

範囲より狭くなるべきである。そのため、今後もし、特定秘密に指定された情報に対して開示請求が行われ、審査会によるインカメラ審理の結果、開示すべきとの答申がなされた場合、特定秘密の指定が適正ではなかったとして、本法に対する信頼が揺らぐことになる。

- 特定秘密を国会に対しどこまで明らかにするのかも検討しなければならない。
  - 法律の解釈基準について、不確定概念があると感じているので、しっかりと見極めて議論を行いたい。
  - ラストボロフ事件、レフチェンコ事件、イージスシステムに係る情報漏えい事件等の戦後の秘密漏えい事件では裁判になって、有罪判決が出ているケースもある。そこで、事務局においては戦後の秘密漏えい事件における取り調べや裁判の結果をまとめて報告してもらいたい。
  - 透明性の確保も重要であり、諮問会議が密室で行われているとの批判を受けることがないように、議事運営をしてもらいたい。また、本会議だけでなく、今後の運用に向けた規定を策定する際にも透明性には十分に留意してもらいたいし、パブリックコメントを通じて国民の意見を十分に吸い上げてもらいたい。
  - 本会議を運営するに当たり、広報が重要であると考えている。
  - 本会議の進め方について、法律上、意見を聴く対象は「者」となっており、「会議」とはなっていない。したがって、本会議の意見は、多数決によって全員の意見をまとめる形で出すべきものではなく、様々な意見があるということで総理大臣に検討いただく方がよい。
  - 知る権利の確保という観点から様々な意見が表明されており、その意見の中には誤解に基づくものもあるとは思いますが、まずは政府として説明責任をしっかりと果たすべく、国民に対し、分かりやすく、丁寧に、継続して説明してもらいたい。
- (5) 安倍総理から概要以下のとおり発言があった。
- 今まで秘密を守るための法律が全然なかったというわけではない。今までも、特別管理秘密があり、防衛秘密があり、そして、米国との協定に関わる秘密があり、そしてそれぞれに罰則がある。
  - しかし、今までは、いわば秘密の指定と、そして解除について明確なルールがなく、また、秘密指定の責任の所在が不明確である点に大きな問題があった。
  - 本法により指定の責任の所在、指定理由と、解除のプロセス及びルールが明確になったことは大きな進歩である。
  - また、クリアランスは極めて重要であり、諸外国との間で情報共有を行う場合には、我が国としても厳格なクリアランスが必要である。
  - 国民の様々な懸念に我々は当然、答えていく必要があり、本会議はその意味において、重要な役割を果たしていただく。また、年に一回運用状況について本会議で報告を行うことは、極めて有意義であると考えている。

- (6) 今後の本会議の取り進め方等について、以下のとおり確認した。
- 事務局が各委員とやりとりを行い、その意見を伺いながら、政令案や運用基準の素案の検討を行う。
  - 素案がまとまり次第、本会議において、これを議論する。
  - 有識者の意見の取りまとめ方については、多数決で会議の意見をまとめる形を出すべきではなく、様々な意見があるということで総理大臣に検討いただくことがよいとの意見があり、今後、事務局が座長、主査、各委員と相談しながら対応する。
  - 議事録及び議事要旨を作成し、議事要旨については、委員に確認後、公表する。議事録については、発言者名入りで作成し、開示請求があった場合には、情報公開法に基づき政府が対応する。
- (7) 閉会に当たり、森大臣から以下のとおり挨拶を行った。
- 皆様から、本法の施行に関する今後の検討事項等について、あらゆる立場から、様々な御意見を頂いて、大変有意義な機会であった。
  - 本法については、その恣意的な運用のおそれについて、国民から懸念や不安の声が寄せられており、政府としては、これを重く受け止めている。その中には、誤解に基づいたものもあるので、本会議でしっかりと説明し、ひいては国民の誤解が解けることを期待している。
  - また、政府としては、内閣官房のホームページやインターネットテレビで、本法について理解を得るべく説明を行っている。今後も様々な機会で、国民の誤解、それから御懸念の払拭に努めてまいりたい。
  - 本法の適正かつ効果的な運用を確保する上で、その根幹となるのが、今後の仕組み作りであり、皆様の御意見を踏まえつつ、今後、政府内において、運用基準案や政令案の作成、本法の施行に向けた準備を滞りなく進めていくことが必要であると認識しており、自分も特定秘密保護法の施行を担当する大臣として、施行準備に全力で取り組んでまいりたい。

(以上)